



ニュースレター
2012年1月号

FRASERS
INTERNATIONAL LAWYERS

読者様

Frasersのニュースレターへようこそ。2012年の新年明けまして、おめでとうございます。ドラゴン年に読者の皆様にご繁栄ご多幸を祈念します。

さて、今期のニュースレターでベトナム法制度の進展について報告します。まずは、一定の分野に関する訴訟を増加させる可能性が考えられる提訴時効の廃止を定め、ベトナム司法制度の重要な発展として評価される、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を見直す新しい制度等を導入して、今年から施行される民事訴訟法の重要な改正を報告します。その他に以下の法制度の進展についてレビューします。

- すべての疑問を明確化したわけではないが、雇用者に救済を与え、立法者の狭い解釈を示しました、外国人労働者に関する政令46号を施行する通達31号を紹介します。
- 建設分野について興味のある読者に、建設コンサルタント業務及び一般的な建設事業に関するモデル契約の内容及びその適用範囲を紹介します。
- 2011年11月号のニュースレターで既に紹介しました社債に関する法制度に引き続き、今期のニュースレターは国債交換の条件及びその手続に関する新しい政府規制を紹介します。

弊事務所のニュースレターは興味深い情報を確信してご提供します。これらの情報に対する読者のコメント、意見は newsletter@frasersvn.com という電子メールアドレスまでご送付していただければ、幸いです。

また、法制度に関する有益な情報をご提供するこのニュースレターは正式な法律助言を意味しません。このニュースレターにおいて触れている課題に関する更なる情報を求める読者は上記のアドレスまでご連絡をいただければ、幸いです。

新しいガイドラインは外国人労働者の管理を定める政令46号を実行させるのか？

2011年のはじめに、政府はベトナムにおける外国人労働者の管理規制の改正を定めました。弊事務所のニュースレター7月・8月号においてレビューしましたように、2011年6月17日付政令46/2011/ND-CP号(政令46号)は2008年3月25日付政令34/2008/ND-CP(政令34号)を改正したものです。ただし、この新しい規制はベトナムにおける外国人従業員の雇用主により多くの手続の負担を与えるという大きな懸念を引き起こした。外国企業グループは、ベトナムの立法者に対して、労働許可証の更新、労働許認可の免除条件、ベトナム人従業員による代替計画(他の問題のひとつとして)など雇用主が特別な関心のある特定事項を提起して、良好な反応を望んでいました。言い換えれば、雇用主である外国

ニュースレター
2012年1月号



企業は、政令46号の施行細則である通達が同政令の規定を明確(一定の場合には柔軟な改正)にし、その実効性を図ることを望んでいました。

これに対して、2011年11月3日に労働傷病兵社会省は、政令34号及び政令46号を施行する通達31/2011/TT-BLDTBXH号(通達31号)を定めました。ただし、以下に見られるようにこの通達31号はいくつかの事項の明確化を図ったものの、政令46における意味不明で非現実的な規定を十分説明できませんでした。

労働許可がまず必要で、労働開始がその後

通達31号は、政令34号は、外国人従業員が労働許可を取得してはじめて、雇用主との労働契約を締結するという要件を改めて規定しました。同通達では、このような労働契約は外国人従業員が勤務をはじめる前に必ず締結されなければなりません。また、外国人従業員は、労働許可が中止されている場合を含めて如何なる場合においても、労働許可を取得する前に勤務することが認められません。

外国人従業員の雇用主にとってこれは厳しい規定であり、労働許可の申請など一定の時間的な負担になると考えられます。

労働許可の免除手続に関する透明性の欠如が一部解決された。

政令46号は労働許可の不要な場合を広げましたが、このようなケースはどう解釈されるべきかという懸念があります。具体的には以下の通りです。

政令46号は、「駐在事務所長、プロジェクト事務所長又はベトナムにおけるNGO駐在事務所の代表として任命された外国人」が労働許可が不要であると定めました。ただし、政令46号のこうした文言からでは、(NGOではなく)、事業主体の駐在事務所長は労働許可の免除の対象になるかどうかは不明です。これに対して、通達31号は、政令46号のこの規定を以下のように明確化しました。すなわち、駐在事務所長、プロジェクト事務所長又は外国NGOの代表として任命される外国人とは、ベトナム法律に従って設立された駐在事務、プロジェクト事務所又は外国NGOの駐在事務所の設立許可書に記載される者であると定めました。この規定は、労働許可の免除がNGOの駐在事務所に限定するという立法者の厳しい考えを示したように思われます。

政令46号では、「ベトナムのWTOコミットメントに定める11つのサービス分野(リスト)を事業とする企業の内部に転勤する外国人」にも労働許可が不要であると定めました。ここでは、このリストにあげられるサービス及びそれ以外のサービスを

ニュースレター
2012年1月号



共に営む企業にはどのように取り扱われるのかという問題があります。通達31号は残念ながら企業内の移転に関する規定がないので、今後この点が明らかになるまで待たなければなりません。

見習い契約は義務付けられなくなった。

政令46号において、最も議論を引き起こしたのは、労働許可更新の申請条件として、外国人従業員を代替するベトナム人従業員と雇用主との間に見習い契約を締結されるべきという規定です。この規定は、労働法と矛盾し、最高経営責任者(CEO)又は最高財務責任者(CFO)等の管理職に適用することが非現実的なものであると批判されました。

この労働許可申請の要件に関する外国企業の大きな懸念を考慮した通達31号は、他の手段を雇用主に与えました。すなわち、雇用者は外国人の労働許可更新の申請に当って、見習い契約書の変わりに、当該の外国人従業員が現に担当している仕事を引き受けるベトナム人従業員の研修計画を実施したことを証明する書類を提出すれば足够了。

通達31号では、ベトナム人従業員との見習い契約書を外国人従業員の労働許可更新の必要条件としないものの、外国人従業員を代替するベトナム人従業員の研修計画には個々の職務に研修が必要とされる従業員数、研修の期間、形態、位置、実施状況、その結果など詳細な情報を求められます。

民事訴訟法の改正について

最近、国会は民事訴訟法の一部の条項を改正した法律65/2011/QH12号(改正法)を承認しました。改正前の民事訴訟法は2004年6月15日に国会に承認され、2005年1月1日から施行され(2005年の民事訴訟法)、過去7年に民事紛争の解決手順及び手続を定めました。これに対して、民事訴訟法の改正法では以下に見られるように顕著な改革が行われました。この改正法は2012年1月1日から施行されます。

裁判所の管轄権の拡大

改正法は、2005年の民事訴訟法に比べて、民事紛争の解決に関する裁判所の管轄権を拡大しました。改正法では、以下の紛争及び民事の非訴事件を民事裁判所の管轄の下に置きました。

- a) 公証された書類の無効宣告に関する紛争

ニュースレター
2012年1月号



- b) 民事判決執行法による判決執行のための財産差押えに関する紛争
- c) 民事判決執行法に従った財産の競売結果、競売財産の売買費用の支払に関する紛争
- d) 民事判決執行法に従った判決執行のための共有財産の所有、使用、分割の決定に関する紛争

一部の紛争に対する民事裁判所の管轄権の拡大は、すでに2006年の公証法、2009年の民事判決執行法等に認められたので、これはベトナムの現行法制度における新しい改正ではないが、既存の法律との整合性を図るものです。

公的機関、組織の決定に対する管轄権について

改正法は公的機関団体に発行された特定の決定に対して裁判所の管轄権を与えました。

2005年の民事訴訟法では、管轄裁判所は公的な機関、組織が民事訴訟手続に係わっている当事者の権利利益を侵害したことを発覚した場合でも当該の決定を取消すことができず、当該機関組織が自ら決定を取消すよう求めることしか認められません。民事訴訟法の改正を提議した最高人民裁判所の2010年8月9日付提案135/TTr-TANDTC号(提案)も指摘されたようにこの規定は当事者の権利利益を適時かつ十分に保護できないという批判を受けました。

これに対して、改正法の第32a条では、管轄裁判所は明らかに違法性があって、当事者の権利利益を侵害した公的機関、組織の決定を取消すことができます。

ただし、改正法はその詳細な手続を定めないので、関係する公的な機関、組織による判決執行に関する手続を定める施行細則を待たなければなりません。

提訴時効、非訴事件の時効の変更

特定の紛争に対する提訴時効の廃止

改正法の重要な改正は特定の紛争に関する提訴時効の変更です。改正法第159.3.a条では以下の紛争に対して提訴時効を廃止されます。すなわち、

ニュースレター
2012年1月号



- a) 所有権に関する紛争
- b) 他人が管理し又は占有している財産の返還請求をめぐる紛争
- c) 土地法に定

民事契約など民事裁判所の管轄に置かれるその他の紛争は、上記の第159.3.a条を適用されず、法律が別途の定めがない限りその提訴時効が2年以内です。

ただし、改正法には「所有権に関する紛争」、「他人が管理し又は占有している財産の返還請求をめぐる紛争」、「民事契約に関する紛争」ということについて定義が定めていません。その結果、これらの用語の区別が曖昧すぎて、ある紛争が時効の対象であるか、又時効過ぎたかどうかは判断すべきです。従って、これらの規定の公的な明確化が必要となり、我々は引き続きその情報を提供します。

時効の計算

時効の計算方法も全く変わりました。改正法では、時効は個人、機関又は組織がその権利利益が侵害されたことを知り又は知るべきときから計算されます。

2005年民事訴訟法では、時効は個人、機関又は組織がその権利利益、又は公的権利或は国家権利が侵害されたときから計算されます。実際に、取引の当事者が自分の権利利益を侵害されたことに気付かず、その結果、提訴時効で民事訴訟をして自己の権利利益を救済できなくなる可能性が十分あり得ます。

これに対して、改正法は、当事者にとってその侵害を認識したときから時効が始めて計算されるため有利になります。

ただし、改正法では、当事者がその権利利益の侵害を認識した又は認識すべき時点をどのように証明するのかという詳細なことについて明確に定めません。これは、施行細則ですぐに明確化されると期待されます。

訴訟提起及びその停止について

改正法では、裁判所は時効を理由として民事事件を受理しないことができなくなりました。すなわち、裁判所は訴状を受

ニュースレター
2012年1月号



け入れなければなりません、時効が発生した場合には直ちに事件を停止しなければなりません。

この改正の要因は、訴訟提起は国民の基本権利であり、裁判所は訴状を受け入れるべきという考え方にあります。ここに時効であるかどうか裁判所の事務職員ではなく裁判所によって判断されるべきであるという立法者の意図が読み取れます。これは望ましい規定ですが、裁判所が新たなリソースが加えられなければ、裁判手続の遅れる原因に成りかねないという懸念もあります。

最高人民裁判所裁判官評議会決定の再検討に関する特別な手続

過去の法制度では、最高人民裁判所の裁判官評議会による裁判決定は見直しの対象として認められません。

ただし、提案で指摘されたように実際の民事紛争の解決において最高人民裁判所の決定は常に適切な判断であることは限りません。今回の改正法では、最高人民裁判所裁判官評議会による裁判決定を見直す手続を定めました。

この特別な手続の開始要件は、控訴手続の開始要件と同様です。具体的には以下の通りです。

- a) 法律の重大な違反があった場合
- b) 当事者が最高人民裁判所裁判官評議会の決定を為されたときに知らず、当該決定の内容を根本的変更させる新たな重要な事実が発見された場合、

特別手続の要求は以下のように進められます。

- a) 国会常務委員会による要求
- b) 国会の司法委員会の提議
- c) 最高人民検察院の院長の提議
- d) 最高人民裁判所の長官の提議

特別手続は以下の段階にわたって行われます。

a) 裁判準備の段階

国会常務委員会の要求について

最高人民裁判所裁判官評議会が関連決定を見直すために最高人民裁判所の長官が事案の検討、事実証拠の積み、収集をさせ、その結果を最高人民裁判所裁判官評議会に報告する責任を負う。この手続は国会常務委員会に要求したときから4ヶ月以内に行うべきである。

国会司法委員会による提案、最高人民検察院の院長による提案又は最高人民裁判所の長官による提案について

最高人民裁判所裁判官評議会が当該提案を検討するために、最高人民裁判所の長官が当該評議会に報告を提出する責任を負う。

最高裁判所裁判官評議会は当該提案を同意する場合には、当該評議会は最高人民裁判所長官に事案を検討し、その結果を報告させる。

最高人民裁判所長官は、評議会が問題となる決定を見直すために、当該事案の検討、関係資料及び証拠の収集、検証、それに関する報告を評議会に提出する責任を負う。これは 最高人民裁判所裁判官評議会が発行した決定の日より4ヶ月以内にしなければならない。

最高裁判所裁判官評議会は当該提案を同意しない場合には、理由を明記する通知書を提出しなければならない。

b) 裁判の段階: 最高人民裁判所長官から報告を受け、最高人民検察院の院長及び関係する個人、組織、機関から意見を聞いた後、最高裁判所の裁判官評議会は以下のいずれかの決定を下すことができる。

i) 最高裁判所裁判官評議会の決定、又は下級裁判所の確定した判決・決定の取り消し

ii) 法律に違反した最高裁判所裁判官評議会の決定、又は下級裁判所の確定した判決・決定を取り消し、当事者に損害を与えた当該の最高裁判所の損害賠償責任又は法律規定に従って財産価値の賠償の責任を確定す

ニュースレター
2012年1月号



る。

- iii) 法律に違反した最高裁判所裁判官評議会の決定、又は下級裁判所の確定した判決・決定を取り消し、法律に従って事件を解決するために下級裁判所に事件の事案を引き渡す。

最高裁判所裁判官評議会の決定は当該評議会の構成員の3/4以上に評決されなければなりません。

建築分野におけるモデル契約の導入及び利用

インフラプロジェクトに係わっている企業が注目すべきなのは、建設工事および建設コンサルタントの契約に関する新たな2つ通達が最近制定されました。

2011年6月28日に建設省は建設事業に関するモデル契約を定める2つ通達を公布しました。すなわち、建設コンサルタントに関するモデル契約を定める通達08/2011/TT-BXD号(通達8号)及び建設業務に関するモデル契約を定める通達09/2011/TT-BXD号(通達9号)です。これらの通達は2011年8月15日より施行されましたが、施行日前に締結された契約に適用されません。

適用範囲

2つのモデル契約は、国家資本が30%以上利用される案件への適用を義務付けられます。ただし、通達9号は建設に関するモデル契約を定め、通達8号は建設調査、投資案件の形成、経済技術報告書の作成及び設計を含めた特定の建設コンサルタント(建設コンサルタント)に関するモデル契約を定めます。

建設省は、国家資本の30%以下を利用する建設又は建設コンサルタント事業に係わる個人組織がこれらの通達に定める規制をそれらの契約に導入するように進めます。

施行細則について

通達8号及び9号に定めたモデル契約は2部分から構成されます。それは契約締結の要件及び契約の条項・条件です。モデル契約を適用する当事者は、2010年5月7日付政令48/2010/ND-CP(政令48号)に定めた原則に基づく協議をして、合意を得るように求められます。

通達9号では、当事者が政令48号に従って、業務の内容、業務の量、コンサルタントサービスの利用、対価、前払条

ニュースレター
2012年1月号



件、工事安全、保証、支払計画、中止期間、契約終了、作業保証期間などの条項を定める契約を締結します。
また、重要なことは、契約の対価について、政令48号に定める落札価格(入札の場合)又は承認された見積の価格(指名契約の場合)に従う必要がなくなりました。その代わりに、当事者は契約内容によって対価を決めることができます。
ただし、通達8号は、政令48号に従うべき建設コンサルタント契約に関する具体的な条項を定めません。従って、当事者は、対価、前払い、支払計画、分割払い、契約のパフォーマンス、工事安全、契約の有効期間、契約の終了等モデル契約に基づいて規定のほとんどを同意することができます。

モデル契約

2つの通達に定めるモデル契約は、建設業務と建設コンサルタントに関して、請負事業者の責任及び義務を明確にし、特定するために、製品の品質、請負業者の義務の要件に主に焦点を当てます。
これらの規制は、当事者を拘束する契約の欠如によって国家資本を導入される案件に係わる建設事業者の違反を解決しようとするものです。

国債に関する新しい規制について

2011年11月9日に財務省(MOF)は、国債交換、国債登録、預託、上場手続等を定める新しい規制である通達150/2011/TT-BTC(通達150号)を公布行しました。

通達150号は、国庫、交換国債の保有者、ハノイ証券取引所(HNX)、ベトナム証券預託センター(VSD)およびその他の関連組織や個人に適用されます。

通達150号によれば、国債交換とは、同一の発行社が国債構成を再編するために2つの国債を同時に売買するというを意味します。通達150号は国債のみに適用されます。

国債交換の原則、条件、要件及びやり方について

通達150号では、国債交換は以下の原則に従わなければなりません。

- 関係当局に承認された国債交換計画に従って実施すること
- 国債交換の際、市場価格及び透明性を確保すること。

さらに、国債交換は政府の規制及び通達150号に従うべきです。

通達150号は、国債交換に関する以下の条件、規制を定めました。

- 交換された国債 (すなわち、追加して発行された国債と一緒に交換されるものとして選ばれた国債):
 - 少なくとも1年間にHNXで上場すること
 - 交換のときに、担保取引に拘束されないこと
- 交換された国債 (すなわち、発行済み又は追加発行された国債が流通国債と交換されることである):
 - 追加して発行された国債はHNXに上場され、流通の国債に適用される条件を満たさなければならない。
 - 最初に発行された国債は少なくとも1年以上の流通期間がある。これらの国債に適用される条件及び規定は、国債保有者との合意に基づいて国庫によって定められる。

通達150号では、国債交換は以下のいずれかの方法で行われるべきです。

- 国庫は流通している国債と交換するために自ら決めた条件、条項で新しい国債を発行すること。又は
- 流通している特定の国債の条件、条項に従って、一定の国債を追加して発行し、流通しているその他の国債と交換する。

国債交換の割引率及び手続

通達150号では、財政省が交換される国債の価格を定めるための割引率枠組みを定めます。国庫は国債の保有者と協議して、特定の割引率を合意することができるが、これは財政省が定めた枠組を逸脱することはできません。

国債スワップに関する情報は、交換日より少なくとも10日前に国庫又は財政省に開示され、HNXのホームページに掲載されなければなりません。交換される国債の保有者は国債交換の情報に基づいて国債交換を国庫に申請します。国庫は申請書、及び交換される国債の条件、条項に基づいて、通達150号の規定に従って国債保有者と交渉して割引率、交換日、交換国債の残存期限、債権の価格、交換比率を合意します。国債の保有者に登記される交換国債の口座が凍結されます。

国庫と国債保有者との間に合意が得られる場合には、国債交換がこの合意に基づいて行われます。合意が得られない場合には、交換のために登録された国債の凍結が解消され、交換がなされません。

その他の規定

通達150号では、交換の後5日以内に国庫は財政省に交換結果を報告しなければなりません。

また、国債交換の費用は国家予算で支払われます。国債交換のための最大費用は交換された国債の価値0.01%を超えてはなりません。